

(1-2-03) 社会福祉法人 熱海市社会福祉協議会
パートタイマー就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、社会福祉法人熱海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に勤務するパートタイマーの勤務条件、服務規律、その他の就業に関し必要な事項を定めるものである。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法、その他の関係法令等の定めるところによる。

(適用の範囲)

第2条 この規則でパートタイマーとは、第4条に定める手続きを経て本会に採用され、正規職員より1日の勤務時間が短いまたは1週間の勤務日数が少ない者で、正規職員、臨時職員、登録ヘルパー以外の者をいう。

(遵守義務)

第3条 本会のパートタイマーは、この規則等を遵守し相互に協力して業務の発展と勤務条件の向上に努めなければならない。

第2章 人事

(採用)

第4条 本会は、就業を希望する者から、選考試験のうえ、適当と認めた者をパートタイマーとして採用する。

2 採用が決定したときは、パートタイマーに対し採用通知書を交付する。

(採用時等の提出書類)

第5条 パートタイマーとして選考試験を受けようとする者及び採用されることが決定した者は、速やかに次の書類を提出しなければならない。ただし、その必要を認めない場合は、その一部を省略することができる。

選考試験の提出書類

- (1) 履歴書
- (2) 最終学校の卒業（見込み）証明書
- (2) 免許・資格証明書
- (4) 健康診断書（3カ月以内）

採用決定の提出書類

- (1) 誓約書

- (2) 身元保証書
- (3) 源泉徴収票（前職者に限る）
- (4) 年金手帳（前職者に限る）
- (5) 雇用保険被保険者証（前職者に限る）
- (6) その他本会が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、その都度書面で届出なければならない。

（試用期間）

第6条 新たに採用したパートタイマーについては、採用の日から3か月間を試用期間とする。ただし、特殊な技能または経験を有する者については、試用期間を短縮し、または設けないことがある。

- 2 前項の期間中に業務の遂行に支障があると認められる者については、雇用契約を解除することがある。
- 3 試用期間は勤続年数に算入する。

（勤務条件の明示）

第7条 本会のパートタイマーの採用に際しては、採用時の賃金、勤務時間、その他の勤務条件が明らかとなる書面及びこの規則の写しを交付して勤務条件を明示するものとする。

（雇用期間）

第8条 パートタイマーの雇用期間は、1年以内とし各人別に決定し勤務条件通知書で示すものとする。

- 2 前項の雇用契約は、本会の業務の必要及び本人の実績を考慮して更新することがある。
- 3 本会は、正規職員の採用に際して、現に使用する同種の業務に従事するパートタイマーであって、正規職員及び臨時職員として雇用されることを希望する者に対してこれに応募する機会を優先的に与えるものとする。

（人事異動）

第9条 本会は、業務上必要がある場合は、パートタイマーの就業する場所または従事する業務の変更を命ずることがある。

- 2 パートタイマーは正当な理由のない限り前項の命令を拒むことができない。

第3章 服 務

（サービスの心得）

第10条 パートタイマーは、常に次の事項を守りサービスに精励しなければならない。

- (1) 本規則及び雇用契約で定められた事項を守り、上司の命令に従うこと。
- (2) 常に健康に留意し、明朗はつらつたる態度をもって勤務すること。
- (3) 常に品位を保ち、本会の名誉を害し信用を傷つけるようなことをしないこと。

- (4) 業務上の機密及び本会の不利益となる事項を他に漏らさないこと。
- (5) 本会の車両、機器、器具その他備品を大切にし、消耗品の節約に努め、製品及び書類は丁寧に取扱い、その保管を厳にすること。
- (6) 許可なく職務以外の目的で、本会の設備、車両、機器、器具その他の物品を使用しないこと。
- (7) 職場の整理整頓に努め、常に清潔に保つようにすること。
- (8) 業務を妨害し、または職場の風紀、秩序を乱さないこと。
- (9) 職務に関し、不当な金品の借用または贈与の利益を受けないこと。
- (10) その他、業務の正当な運営を妨げ、または職場の秩序を乱すような行為を行わないこと。

(セクシュアルハラスメントの禁止)

第11条 相手方の望まない性的言動により、他の従業員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を悪くすると判断されるようなことを行ってはならない。

(出退勤)

第12条 パートタイマーは出退勤の際に、次の事項を守らなければならない。

- (1) 始業時刻までに出勤しなければならない
- (2) 出退勤の際は、タイムカードに打刻しなければならない。ただし、1カ月の勤務表で代わりとすることが出来る。

(遅刻、早退等)

第13条 パートタイマーが、やむを得ない事由により遅刻、早退または勤務時間中に私用外出をするときは、原則として事前に本会に届け出なければならない。

(欠勤の手続)

第14条 パートタイマーは、やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、事前に欠勤しようとする日及びその事由を本会に届けなければならない。

2 私傷病により4日以上欠勤する者については、医師の診断書を求めることがある。

第4章 勤 務

(勤務時間)

第15条 勤務時間は休憩時間を除き、原則として1週間については40時間、1日については8時間以内とする。

(始業・終業・休憩時間)

第16条 パートタイマーの始業・終業・休憩時間は、勤務形態に応じて会長が別に定める。

第5章 賃金等

(社会保険の加入)

第17条 パートタイマーの社会保険の適用については、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の定めるところによる。

(賃金等)

第18条 パートタイマーの賃金は、基本賃金、割増賃金、通勤手当、(以下「賃金等」という。)とする。

- 2 基本賃金は、日額または時間給とし、パートタイマー賃金表(別表1)またはパートタイマー賃金単価表(別表2)によるものとする。
- 3 割増賃金は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間(30分未満の端数があるときは切り捨て、30分以上の1時間未満の端数があるときは1時間として計算する。)にパートタイマー賃金単価に掲げる割増時間単価を乗じて得た額を支給する。
- 4 通勤手当は、「熱海市社会福祉協議会職員給与規則」に準じて支給する。ただし、月の初日から支給するとき以外るとき及び月の末日までに支給するとき以外るときは勤務日数を基準として日割りによって支給する。
- 5 賃金等は、原則として前月1日から前月末日締切とし、正規職員の給与支給日に合わせて支給するものとする。ただし、雇用期間が短期間である場合または雇用期間が終了した場合には、その都度支給するものとする。
- 8 この規程に定める賃金等は、その全部または一部を口座振替の方法により支払うことができる。ただし、次に掲げるものは、賃金等から控除して支払う。
 - (1) 所得税、社会保険料など法令により控除することが認められたもの。
 - (2) 本会が労働者代表と書面により控除することを協定したもの。

(旅費)

第19条 パートタイマーの旅費は、「社会福祉法人熱海市社会福祉協議会職員等旅費規程」に基づき支給するものとする。

第6章 定年退職及び解雇

(定年)

第20条 定年は満60歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

(再雇用)

第21条 前条の規定により退職するパートタイマーで、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、期間を定めて退職の日の翌日から65歳まで再雇用するものとする。

2 前項の雇用契約期間については1年更新とし、満65歳に達した日の属する年度の末日までを限度とする。

(退職)

第22条 パートタイマーが、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日をもって退職の日とする。

(1) 定年に達したとき

(2) 死亡したとき

(3) 本人から退職の申し出があり、本会の承認があったとき、または退職願提出後30日を経過したとき

(4) 雇用契約において定めた雇用期間の終期が到来し、契約を更新しないとき

2 パートタイマーが本人の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までにその旨を本会に申出なければならない。

(雇用契約終了の予告)

第23条 本会は、期間の定めのある雇用契約の更新により1年を超えて引き続き使用に至ったパートタイマーについて、期間満了により雇用契約を終了させる場合には、少なくとも30日前にその旨を予告するものとする。

(解雇)

第24条 パートタイマーが次の各号の一に該当する場合には解雇することができる。

(1) 勤務成績または業務能率が著しく不良で、業務に適さないと認められるとき。

(2) 公務以外の理由で、心身または精神の障害により、職務に堪えることができないと認められる場合。

(3) 上司の指示命令に従わない等職場の秩序維持のうえで適格性がないと認めたとき

(4) 事業の休廃止または縮小、その他事業の運営上やむを得ない事由により、パートタイマーの削減が必要となったとき。

(5) その他前各号に準ずる程度のやむを得ない事由があるとき。

(解雇の予告)

第25条 前条により解雇する場合には、少なくとも30日前に本人に予告するか労働基準法第12条に規定する平均賃金の30日分の手当てを支給する。この場合、予告の日数は平均賃金を支払った日数分だけ短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、予告手当てを支払わずに即時に解雇することがある。

(1) 試用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)

(2) 雇用期間が2ヵ月以内のパートタイマーを解雇するとき(所定の期間を超えて引き続き試

用されるに至ったときを除く。)

第7章 安全衛生及び災害補償

(安全衛生の確保)

第26条 本会は、パートタイマーの安全衛生及び改善を図り、快適な職場環境形成のため必要な措置を講ずる。

- 2 パートタイマーは、安全衛生に関する法令及び本会の指示を守り、災害の防止疾病の予防に努めなければならない。

(災害時の措置)

第27条 パートタイマーは、災害の発生またはその危険を知ったときは、その状況に応じ臨機の措置をとるとともに、直ちに関係責任者に報告し、その指示によって行動しなければならない。

(健康診断)

第28条 本会は、パートタイマーに対し採用時及び毎年1回以上の健康診断を行う。ただし、特別の事情により健康診断を受けなかった者は、指定した医師の診断書を提出してこれに代えることができる。

- 2 前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事するパートタイマーに対しては、特別の項目についての健康診断を行う。
- 3 健康診断の結果、必要があると認められるときは、一定の期間、就業の禁止、就業時間の短縮、業務内容の変更、その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。

(病者の就業禁止)

第29条 他人に伝染するおそれのある疾病にかかっている者または疾病のため他人に害を及ぼしおそれのある者、その他医師が就業不相当と認めた者は就業をさせない。

(安全衛生教育)

第30条 パートタイマーに対し、採用時及び業務内容が変更された時等に、業務に必要な安全衛生教育を行う。

- 2 特定の資格、講習を必要とする業務に従事するパートタイマーについては、必要な講習等を受講させる。

(災害補償)

第31条 パートタイマーが業務上の事由または通勤により負傷し、疾病にかかり、または死亡した時は、労働基準法及び労働者災害補償保険法に定めるところにより災害補償を行う。ただし、本人の重大な過失によるときは労働基準監督署長の認定を受けて、補償を行わないことができる。

第8章 懲戒

(懲戒の手続)

第32条 パートタイマーがこの規則又は本会の諸規定に違反したときは懲戒の処分を行う。

2 懲戒の処分は、その旨を記載した書面を当該パートタイマーに交付して行う。

(懲戒の種類・効果)

第33条 懲戒の種類・効果は、次のとおりとする。

(1) 戒告 始末書を取り将来を戒める

(2) 減給 1回の事案に対する減給の額は、平均給料の1日分の半額とし、1か月における減給額の合計額は、その期間の給料総額の10分の1の範囲内とする

(3) 停職 1日以上6月以下の期間職務を停止し、その期間はいかなるも給与を支給しない

(4) 解雇 パートタイマーとしての身分を失う。

(懲戒処分の基準)

第34条 懲戒の基準は職員に準じる。

(異議の申立)

第35条 懲戒を受けたパートタイマーが不当な処分を受けたと思うときは、決定後10日以内に理事会に対し異議申立を行うことができる。

2 前項の異議の申立があったときは、2週間以内に理事会の決定に付さなければならない。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第36条 本会は、パートタイマーの資質並びに業務能率の向上を目的として、知識の習得や技術の向上を図るために各種研修会の機会を設けることとする。

第10章 損害賠償

(損害賠償)

第37条 パートタイマーが故意又は重大な過失により、本会の財産に損害を及ぼしたときは、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(附則)

1 この規則は平成22年4月1日から施行する。

(附則)

1 この規則は平成25年5月29日から施行する。

別表第1（第18条関係）

パートタイマー賃金表

職 種	資 格	日 額	
		一 日	半 日
一般事務	—	6,600円	3,300円
看護師	看護師 准看護師	9,600円	4,800円
介護員	資格なし	7,200円	3,600円
	2級ヘルパー	7,600円	3,800円
	介護福祉士	8,000円	4,000円
サロンスタッフ	—	※1時間 900円	—

(注)

- 1 上記職種以外の特殊な職種（県労務単価表に定められている職種）については、別に定めることとする。
- 2 上記新賃金表の施行日（平成19年10月1日）における賃金額が、施行日前の旧賃金額と異なる場合は、旧賃金額を支給する。

別表第2（第18条関係）

パートタイマー賃金単価表

職 種	1時間あたりの単価	割増賃金時間単価				
		平 日		休 日		
		右欄以外の時間	午後10時～翌日午前5時	右欄以外の時間	午後10時～翌日午前5時	
一般事務	825円	1031円	1238円	1114円	1320円	
看護師 准看護師	1200円	1500円	1800円	1620円	1800円	
訪問 介護員	資格なし	900円	1125円	1350円	1215円	1350円
	2級ヘルパー	950円	1188円	1425円	1283円	1425円
	介護福祉士	1000円	1250円	1500円	1350円	1600円
サロンスタッフ	900円	1125円	1350円	1215円	1350円	

(注)

- 1 上記新賃金表の施行日（平成19年10月1日）における賃金額が、施行日前の旧賃金額と異なる場合は、旧賃金額を支給する。